

本道の街ショートステイセンター運営規程

(令和6年3月13日晃和会例規315号)

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人晃和会が経営する本道の街ショートステイセンター指定短期入所生活介護事業所（以下、「事業所」という。）が行う指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護の事業（以下、総称して「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員、介護職員、医師、栄養士、機能訓練指導員等（以下、総称して「職員」という。）が、介護保険法の理念に基づき、要介護状態にある高齢者及び介護予防にあつては要支援状態にある高齢者（以下、総称して「利用者」という。）に対し、適正な指定短期入所生活介護サービス及び指定介護予防短期入所生活介護サービス等（以下、「サービス」という。）を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所は、指定短期入所生活介護サービスの提供にあたって、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練をより、要介護者の心身機能維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

2 事業所は、指定介護予防短期入所生活介護サービスの提供にあたって、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、要支援者の心身機能の維持回復を図り、もつて要支援者の生活機能の維持または向上を目指すものとする。

3 事業所は、事業の実施にあたっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

4 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

5 事業所は、指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護の提供にあたっては、必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名 称 本道の街ショートステイセンター

所在地 秋田県秋田市柳田字川崎138番地

(利用定員)

第4条 指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護の利用定員は次のとおりとする。

(1) 単独型 30名（多床室20名、従来型個室10名）

(通常の送迎の実施地域)

第5条 通常の送迎の実施地域は、秋田市全域とする。

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第6条 職員の職種及び職務の内容は次のとおりとする。なお、員数については、別表のとおりとする。

(1) 管理者

管理者は、事業所の職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。

(2) 医師

医師の職務は、利用者の診療・健康管理及び保健衛生指導とする。

(3) 生活相談員

生活相談員の職務は、入退所に於ける面接手続き事務等と利用者の処遇に関すること、苦情や相談等に関することとする。

(4) 看護職員

看護職員の職務は、利用者の診療の補助及び看護並びに利用者の保健衛生管理とする。

(5) 介護職員

介護職員の職務は、利用者の日常生活の介護・指導・相談及び援助とする。

(6) 機能訓練指導員

機能訓練指導員の職務は、利用者の機能訓練に関することと、それに伴う介護職員への指導などを行うこととする。

(7) 管理栄養士

管理栄養士及び栄養士の職務は、栄養ケア・マネジメント計画の作成等、献立作成・栄養計算等を行い、調理員を指導して給食業務を行うこととする。

(8) 事務員

事務員の職務は、庶務及び会計事務とする。

(サービスの内容)

第7条 事業所は、次のサービスを提供する。

(1) 日常生活の全般的援助

(2) 入浴の介助

(3) 排泄の介助

(4) 食事の介助

(5) 余暇活動

(6) 機能訓練

(7) 送迎サービス

(8) その他

(短期入所生活介護計画の作成等)

第8条 管理者は、介護支援専門員等の作成する「居宅サービス計画」に基づく「短期入所生活介護計画」及び「介護予防プラン」に基づく「介護予防短期入所生活介護計画」（以下、総称して「短

期入所生活介護計画」という。)を作成する。

- 2 管理者は、短期入所生活介護計画の作成にあたっては、適切な方法により、利用者についてその有する能力や置かれている環境等の評価を通じて現に抱かえる問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しなければならない。
- 3 管理者は、利用者及びその家族の希望及び利用者について把握した解決すべき課題に基づき、他の職員と協議のうえ、サービスの目標及びその達成時期、サービスの内容、施設サービスを提供する上で留意すべき事項等を記載した短期入所生活介護計画書を作成しなければならない。
- 4 管理者は、短期入所生活介護計画書を作成及び変更する際に、利用者または家族等に対し、当該計画の内容を説明し、同意を得た上で、利用者家族等に当該計画書を交付する。
- 5 管理者は、短期入所生活介護計画に記載されたサービスを提供し、継続的なサービスの管理、評価を行うものとする。

(相談及び援助)

- 第9条 事業所は、常に利用者の心身の状況やその置かれている環境等の適格な把握に努め、利用者またはその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言やその他の援助を行う。
- 2 事業所は、要介護認定を受けていない利用希望者について、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、利用希望者の意思を踏まえ、速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行う。
 - 3 事業所は、要介護認定の更新の申請が遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行う。

(利用契約)

- 第10条 事業所は、サービスの提供の開始に際しては、予め利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要・職員の勤務体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記載した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者またはその家族の同意を得たうえで契約書を締結することとする。

(受給資格等の確認)

- 第11条 事業所は、サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格・要介護認定の有無および要介護認定の有効期間を確認することとする。
- 2 事業所は、前項の被保険者証に介護保険法に規定する認定審査会意見が記載されている時は、当該認定審査会意見に配慮して、サービスを提供するものとする。

(記録の整備保存)

- 第12条 事業所は、利用者に対するサービスの提供に係る諸記録を整備し、その完結の日から2年間保存するものとする。
- 2 事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備する。

(利用料等及び支払方法)

- 第13条 事業所が、サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるもの

とし、サービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

- 2 事業所は、本条の支払を受ける額のほか、居住費及び食費、介護保険給付外サービス料として費用の金額の支払を利用者から受けるものとする。なお、介護保険負担限度額の認定を受けている入所者の場合、その認定証に記載された金額を1日あたりの料金とする。
- 3 事業所は、サービスの提供にあたっては、予め利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ることとする。
- 4 サービスの利用者等は、法人の定める期日までに、利用料等を現金または金融機関口座振込等により納付するものとする。
- 5 利用料及びその他の費用の金額は、「本道の街ショートステイセンター 重要事項説明書」に掲げるとおりとする。

(利用料等の変更)

第14条 事業所は、介護保険関係法令の改正等並びに経済状況に著しい変化その他やむを得ない理由がある場合は、利用料等を変更することができる。

- 2 事業所は、前項の利用料等を変更する場合は、あらかじめ、利用者またはその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記載した文書により説明し、同意を得るものとする。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第15条 利用者は、サービスの提供を受けるに当たって、入所生活上のルール等を遵守し、故意に他の利用者及び事業所に迷惑をかける行為を行ってはならない。

(勤務体制等)

第16条 事業所は、利用者に対して適切なサービスが提供できるよう体制を組むこととする。

- 2 事業所は、職員の資質向上のための研修の機会を設ける。
- 3 職員は、法人の定める職員行動指針に示す項目を遵守し、職務の精励に努めるものとする。

(衛生・健康管理・感染症対策等)

第17条 事業所は、利用者の使用する食器その他の設備または飲料水について衛生的な管理に努め、衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適切に行う。

- 2 事業所は、職員に年1回以上健康診断を受診させるものとする。
- 3 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
 - (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。
 - (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
 - (3) 事業所において、職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(地域との連携)

第18条 事業所は、事業の運営にあたっては、地域住民または住民の活動との連携や協力を行い、地域との交流に努める。

(個人情報保護)

第19条 事業所は、個人情報の保護に関する法律を遵守し、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密保持を厳守する。

- 2 事業所は、職員であった者が、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らすことのないよう必要な措置を講じることとする。
- 3 事業所は、利用者に関する情報を提供する場合は、予め文書により利用者の同意を得ることとする。

(虐待防止のための措置)

第20条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
 - (3) 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該施設職員又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報するものとする。

(身体拘束の禁止)

第21条 事業所は、利用者の自由を制限するような身体拘束は行わない。ただし、緊急やむを得ない理由により身体拘束をせざるを得ない場合には、事前に利用者及びその家族へ十分な説明を行い同意を得るとともに、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録することとする。

(苦情の処理)

第22条 事業所は、提供したサービスに関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者またはその家族に対する説明、記録の整備その他必要な措置を講じることとする。

(事故発生時の対応)

第23条 事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村・利用者の家族等に連絡をするとともに、必要な措置を講じる。

- 2 事業所は、利用者に対する施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害を賠償する。
- 3 事業所は、前項に対応するため、損害賠償保険に加入するものとする。

(緊急時等における対応)

第24条 事業所は、現にサービスの提供を行っているときに、利用者に病状の急変が生じた場合やその他必要な場合は、速やかに医師及び家族等に連絡する等の必要な措置を講じる。

2 第1項に示す事態に直面した職員は、速やかに、管理者に報告しなければならない。

(非常災害対策)

第25条 事業所は、非常その他緊急の事態に備え、執るべき措置について予め対策をたて、職員及び利用者に周知徹底を図るため、定期的に避難訓練などを実施する。

(業務継続計画の策定等)

第26条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(職員の質の確保)

第27条 事業所は、職員の資質向上を図るため、その研修の機会を確保する。

2 事業所は、利用者に対する介護に直接携わる職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。

(職場におけるハラスメント)

第28条 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(協力医療機関等)

第29条 事業所は、入院治療を必要とする利用者のために、予め協力医療機関を定めておく。

(掲示)

第30条 事業所は、運営規程の概要・職員の勤務の体制・協力医療機関等・利用料その他のサービスの選択に資すると思われる重要事項を、見やすい場所に掲示する。

附則 この規程は、平成23年11月1日から施行する。

附則 この規程は、平成30年8月1日から施行する。

附則 この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附則 この規程は、令和元年10月1日から施行する。

附則 この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附則 この規程は、令和6年4月1日から施行する。

別表

職員の員数

本道の街ショートステイセンター

職 種	職 員 数	夜間体制
管理者	1名	2名
医師（嘱託医）	1名以上	
生活相談員	1名以上	
介護職員	10名以上	
看護職員	1名以上	
機能訓練指導員	1名以上	
管理栄養士	1名以上	
事務員	1名以上	